

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
(1)教育の支援 ～まなびを応援～					
①学校等での子どもへの支援					
学びのトライアル事業	生涯学習にもつながる「自ら学ぶ力」を育成することを目的に、学校図書館整備をはじめとする学びの環境づくりや家庭学習をはじめとする学習習慣づくり、そして子どもたちが積極的に学ぼうとする授業づくり等、学力向上につながるさまざまな取組を行っています。	<p>○小中各校の学力向上支援コーディネーターを中心に、組織的な取組を継続して進めている。(先進校の実践報告及び視察、学校公開等)</p> <p>○令和5年度の「東大阪市教育フォーラム」は、「意識が変わる 授業が変わる 子どもが変わる」をテーマにした実践報告及び「これからの生きる子どもたちに」をテーマに独立行政法人教育支援機構NITS理事長荒瀬克己氏による講演を行った。</p> <p>○AIドリル「Qubena」の学校訪問研修を行った。</p> <p>○「標準学力調査」を実施し、児童の学習状況を把握し、授業改善につとめた。</p> <p>○検定受検料補助事業を行い、自らの漢字の力や英語の力の向上を図るため、検定を受検する児童・生徒を支援した。</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上支援コーディネーター連絡協議会において、授業内容の工夫について協議できた。 ・学校図書館を充実・活用した取組みや、ICTを効果的に活用した取組みなど、特色ある取組みを全校に普及・発信することができた。 ・AIドリル「Qubena」の活用が進んだ <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英検及び漢検助成の電子申請 ・AIドリル「Qubena」の活用に課題がある学校の底上げ 	継続	学校教育推進室
スクールサポーターの配置	学校園における課題の改善を図るため、その状況に応じて園児・児童・生徒への教育支援(学力向上・特別支援教育・生徒指導・日本語指導・クラブ指導等)を行うスクールサポーターを配置しています。	学校園における様々な課題(学習補充・特別支援・日本語指導・クラブ活動等)の改善を図るため、学校からの要望に基づき、スクールサポーターを配置し、教育支援を行った。	<p>【成果】</p> <p>個々の学校の課題に応じて、適切な配置(原則として、会計年度任用職員と兼ねることは不可)を行うことができた。また、スクールサポーターが活動することで、子どもを取り巻く諸課題にきめ細かく対応することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>有償ボランティア(1時間1000円)ではあるが、最低賃金より報償費が下回っていることで、登録者が減少する可能性がある。人材確保の観点からR6年度より1回(2.5h以内)3000円とする。</p>	継続	学校教育推進室

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
不登校総合支援事業	<p>不登校児童生徒への総合的な支援の1つとして市内全ての中学校区において、不登校等に関する連携会議を実施しています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や、教育支援センターとの連携等により、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を実施しています。</p>	<p>・小中学校の不登校対策担当者連絡協議会を3回実施。 ・各中学校区において、いじめ・長欠・不登校対策ブロック会議を定期的開催。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、ブロック会議やケース会議に参画。</p>	<p>【成果】 ・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充した。 ・スクールソーシャルワーカー拠点校担当者連絡協議会において、教職員に対し不登校の背景には様々な要因があり、それらを的確にアセスメントしていく視点や校内支援体制の構築などを発信した。 ・不登校担当者連絡協議会において、各校の校内適応指導教室等の取組み状況及び成果と課題について情報交換を行い、効果的な事例について情報共有できた。また不登校支援、専門家との連携、未然防止の取組みについても情報交換することができた。 ・スクールカウンセラー学習会を年3回開催し、取組みの交流及びスキルアップを図ることで、学校の相談体制の強化につなげた。 ・中学校区毎に実施される、いじめ・長欠・不登校対策ブロック会議において、チーム支援体制の充実が進み、幼小中の連携強化が図られた。</p> <p>【課題】 ・未然防止のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、魅力ある学校・安心安全な学級づくり、スクリーニングの実施による子どもの変化の早期発見・早期支援の実施、校内の居場所となる別室の設定及びその設備の充実など推進していく必要がある。 ・専門家等との連携の更なる充実に向け、教職員のスキルアップに努める。 ・校内外における不登校支援体制の更なる充実が必要。</p>	継続	学校教育推進室 教育センター
スクールカウンセラーの配置	<p>児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置しています。</p>	<p>・全中学校区に府費でスクールカウンセラーを配置。 カウンセラー相談回数 児童生徒より 延 2,100回 保護者より 延 1,456回 教員より 延 6,265回 ・全中学校区において、定期的開催されるいじめ・長欠・不登校対策ブロック会議にスクールカウンセラーが参画。</p>	<p>【成果】 ・中学校区における教育相談体制の充実を図ることができた。 ・校区ブロック会議やケース会議にスクールカウンセラーが参画することにより、専門知識に基づいた学校園への支援を行うことができた。</p> <p>【課題】 ・カウンセリングの必要性が高まる中、より効果的な活用に向けての工夫が必要。 ・カウンセリングのみならず専門家の視点でのスクリーニングや積極的なアウトリーチなど早期発見・早期対応の取組みを推進する必要がある。</p>	継続	学校教育推進室 高等学校課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって福祉的な専門的知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・18小学校を拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置。 ・園児・児童・生徒のケース会議に、スクールソーシャルワーカーを派遣。(いじめ・不登校・虐待など) ・全中学校区において、定期的開催されるいじめ・長欠・不登校対策ブロック会議に、派遣要請に応じてスクールソーシャルワーカーが参画。 ・福祉との接続のため、関係機関と連携、同行支援等を実施 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点小学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、中学校区の学校園において、福祉的な視点から子どもを取り巻く環境の改善や悩みを持つ保護者への支援を行うことができた。 ・拠点小学校区以外の学校園については、スクールソーシャルワーカーを派遣し、ケース会議等において、子どもの課題を見立て、福祉への接続や社会資源の活用について助言を行うことができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化しており、ヤングケアラーへの支援体制の構築や、関係諸機関との接続及び支援のために、さらなる事業の拡充が必要。 ・より専門性の高いスクールソーシャルワーカーの確保が必要。 	拡充	学校教育推進室
教育支援センター事業「ふれあいルーム」「ふれあいオンラインルーム」	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善のための相談・指導を行うことにより、児童生徒の社会的自立をめざします。	ふれあいルーム入室児童生徒数24名 ふれあいオンラインルーム入室児童生徒数50名	学習活動、自主活動、体験活動等を通じて、児童生徒の自立を促した。今後は、不登校児童生徒数が増加傾向にあることから、学校内外の受け入れ体制の更なる充実に努める。また、令和5年度より「ふれあいオンラインルーム」を開室し、個々の状況に応じた支援を充実させるため、オンラインによる学習支援などを実施。令和6年度からは教育メタバース（仮想空間）を導入予定。	継続	教育センター

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
②教育費負担の軽減					
幼児教育・保育の無償化制度	<p>保育所(園)、認定こども園、幼稚園などを利用する3歳児から5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの児童の利用料が無料になります。また、認可外保育施設を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料も無償化の対象となります。(ただし上限があります。)</p>	<p>一時預かり事業届出受理: 2件</p> <p>【認可保育施設利用者】 3～5歳児延べ97210人 0～2歳児の非課税世帯延べ5275人</p> <p>私立幼稚園、認可外保育施設: ともに集計作業中</p> <p>予算・決算額は ○私立幼稚園(新制度未移行園) ○認可外保育施設、一時預かり等事業にかかる費用のみ計上。</p>	-	拡充	<p>子どもすこやか部 事務センター ・施設指導課 ・施設給付課 ・施設利用相談課</p>
保育料減免	<p>保育所(園)、公立幼稚園、認定こども園及び小規模保育施設の保育料について、申請の上、市が定める条件に該当する際に減額を行っています。</p>	24件(児童)減免適用、489,370円の減免を実施	制度の周知に努める。	拡充	施設給付課
就学援助制度	<p>市立小・中・義務教育学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。</p>	<p>(令和5年度 小学校支給人数 4,344人) (令和5年度 中学校支給人数 2,005人)</p>	<p>経済的に困難な保護者への支援により、義務教育の円滑な実施に寄与している。引き続き周知に努めていく。</p>	継続	学事課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
③大学等進学に対する教育機会の提供					
入学準備金貸与制度	経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考の上、無利子で入学準備金をお貸しする制度です。返還の義務がある奨学金です。在学中は、返還の猶予を申請できます。	1. 奨学金 継続 私立高校38名、公立高校2名、私立大学12名 2. 入学準備金 秋大学32名、冬大学23名、高校19名	国府の就学支援金制度(高校)や国の修学支援新制度などの影響を受け、制度の見直しを行い、新制度初年度となった。当初の見込みを遥かに超える応募があり、需要が大きいものであったと判断した。よりよい制度運用のため、検証を行いながら社会情勢により一層対応していく。	拡充	学事課
④生活困窮世帯への学習支援					
生活困窮者自立支援事業(学習等支援事業)	生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもたちの健やかな育成を推進するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組により、貧困の連鎖の防止に繋げることを目的とし、中学生を対象に事業を実施しています。	令和5年度は5月より事業を開始。 毎週火曜日・木曜日に本庁もしくはユトリートにて、中学生を対象に実施しており、参加人数は18名、開催回数は50回、延べ268名。	居場所支援と学習支援を共立する場を提供し、高校進学にあたって利用可能な奨学金や貸付等の各種制度に関する資料を作成し配布するなどの進路サポートを行った。コロナ禍以降、事業への参加人数が減少傾向にあることから、関係機関との連携強化や、対象世帯への本制度の周知が課題である。	継続	生活支援課
⑤その他の教育支援					
早寝・早起き・朝ごはん運動	市内在住の未就学児や小中高生に、規則正しい生活習慣の重要性を訴え、健康増進を図ることを目的に取り組んでいる事業です。啓発ポスターの配布や、小学1年生の保護者等に家庭教育手帳の配布等を実施しています。	●家庭教育手帳を3,400部作成し、新1年生保護者と学校、関係機関・団体等に配布。また家庭教育だよりとして手帳の内容をSNSで紹介する取り組みを行った。 ●市立小・中学生を対象に「早寝・早起き・朝ごはん」ポスターコンクールを実施し、最優秀賞に選ばれた作品を啓発ポスターとして作成し、学校や関係機関等に配布。 ●「東大阪市家庭教育支援に係る検討会議」を設置し、家庭教育支援のあり方について、教育委員会全体で継続的に検討・議論を行っている。(令和5年度会議開催2回)	●家庭教育手帳に関して学校説明会の際に新入生の保護者に説明しながら配布することができた。また家庭教育だよりとして手帳の内容をSNSで紹介する取り組みを行った。今後、より保護者に活用してもらうためにどうすればよいかを検討していくことが課題である。 ●「東大阪市家庭教育支援に関わる検討会議」に関して会議を活用し、家庭教育手帳の活用方法や家庭教育支援のあり方について検討を深めていく。	継続	青少年教育課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
ブックスタート事業	各保健センターで実施する4か月児健康診査の際に、一人ひとりに読み聞かせを実施し、全世帯に絵本を配布し、親子が絵本を介しお互いの肌の温もりを感じながら、楽しいひとときを共有し、親子がふれあう「親と子の本の時間」を応援しています。	保健センターが実施する4か月児健康診査時にブックスタート・ボランティアがブックスタートパックを配付し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止していた絵本の読み聞かせを再開した。 絵本配布冊数 2,935冊	ブックスタートパックの中には絵本と一緒に図書館行事案内や利用カードの利用申込書を同封している。引き続き事業を実施し、絵本を通した子どもと保護者とのふれあいのきっかけづくりだけに留まらず、図書館利用などに繋がるように図書館サービスやイベントの周知を行うことが重要である。 (※指定管理委託料からの予算執行)	継続	社会教育課
キャリア教育推進事業	子どもたちが地元を大切に思う心「地尊感情」を育むキャリア教育の推進を目的に以下の事業を実施しています。 ①キャリア教育プログラムの充実 ②教職員向け『キャリア教育研修』の実施 ③経済部と連携してモノづくり体験教室の推進	・中学校区においてキャリア教育の年間計画を策定し、計画に基づいた取組みを実施。 ・教職員への「キャリア教育研修フィールドワーク」を実施。 ・小学校を対象にモノづくり体験教室等のキャリア教育を実施。(モノづくり体験教室参加児童数34校4,007人)	近畿大学理工学部体験学習では、6月初旬に市内全中学校に参加者募集の案内文を送付。各中学校へは案内メールとともに全生徒数分の案内プリントを印刷し配布した。定員90組(180名)に対し、89組の申込があり、当日は12組欠席の77組(154名)が参加した。体験当日は、コースに分かれて実験や体験学習を実施した。 キャリア教育教職員研修では11名の教職員が参加し、実施後のアンケートでは「本日の研修全体を通して、今後ご自身の指導や取組みに活かせる内容でしたか。」の肯定的回答率が100%(うち強肯定が7名)であった。 子どもええとこ会議では、2小学校の4クラスが参加した。アンケートでは「仕事は楽しいもの・おもしろいものだと思う」という設問の強肯定回答が事前69%から事後93%に増加した。また「仕事はやりがいのあるものだと思う」という設問の強肯定回答が事前58%から事後82%に増加した。	継続	学校教育推進室
小中学校における体験学習(職場体験等)	【小学校】 農業体験やモノづくり体験、工場の社会見学・職業人への聞き取り学習に取り組んでいます。 【中学校】 職業調べ、職業人の話を聞く学習・「職場体験学習」等を行っています。	小学校では、モノづくり体験教室に積極的に取り組んだ。 【参加者】34校4007人 中学校では、職場体験学習は21校実施。未実施校については、職業講話等を実施。 【参加者】21校 2813名 【協力事業所】955社 近畿大学理工学部体験学習を実施し、多くの生徒・保護者が参加した。 【参加者数】77組154	今年度もオンラインを活用した体験を実施。職場体験について、令和4年度より6校増加し21校で実施した。職場体験学習を経験したりする場を通じて、社会的・職業的自立に向け必要な能力や態度を身に付けることができた。未実施の学校についても職業講話等を実施した。 今後も、子どもたち一人ひとりが、社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を身に付けることを目的に、各関係部署や大学と連携し、より効果的な取組みとなるよう内容や行程を検討していく	継続	学校教育推進室

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
東大阪市立障害児者支援センター レピラ	発達遅れや、心身に障害のある子どもについての総合的な支援をする施設です。診療、療育、訓練等を行い、子どもの発達や障害に関する相談を行っています。	受付件数 315件 相談延べ件数 2124件	心身障害児またはその心配のある子どもとその家族に対し、保健センターや家庭児童相談室、学校教育推進室、教育センター等の関係機関と連携をとりながら対応にあたっている。発達障害に関しては、社会的関心の広がりにより乳児期からの相談が増えつつあり、個別相談や小集団対応ができる体制づくりが必要である。障害種別に関わらず、児の将来の自立に向けて、就園・就学後の障害児本人への支援が重要であるが、ライフステージを見渡した支援でなくてはならないため、医療、福祉、教育の連携が課題である。	継続	子ども家庭課
療育教室事業	発達に課題を抱える子ども及びその保護者を対象に個別支援に配慮した早期療育、親支援を行う教室事業を行っています。	発達に課題を抱える子どもに対し、早期に発見し支援機関につなげて療育支援を行うことが、その児童及び保護者にとって、その先の成長過程に大きく影響し有効に働くとされている中、児童発達支援事業の基準や枠にとられない市委託事業としての療育教室事業を実施した。多様化する利用者ニーズに合わせた選択肢を用意するとともに、民間事業所と市事業の役割の明確化を図った。	1歳6か月児健診後フォローが必要な児童や、健康部が実施するらっこ教室終了後の児童を対象にたんぼぼ教室を実施した。一年を4期に分け東・中・西の3地区で開催した。また、たんぼぼ教室終了者やフォローが必要な児童(2歳6か月以降)は、前期後期に分けてこぼと教室を実施した。早期支援が必要な発達に課題を抱える子どもが増加し、支援機関による療育支援のニーズが高まる一方で、実際に療育支援を実施するマンパワーの不足、受入人員に対する教室面積の物理的なキャパシティの容量等の課題がある。	継続	地域支援課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
(2)生活の支援 ～くらしを応援～					
①保護者の生活支援					
生活保護制度	<p>病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。各福祉事務所にて相談支援を行っています。</p>	<p>生活保護実績世帯 総数：13,151世帯 高齢世帯：7,454 母子世帯：594 障害者世帯：1,628 傷病者：1,314 その他世帯2,161</p>	<p>・就労支援等の支援策が機能し、自立した生活を営めるひとり親世帯が増加したことにより、生活保護を受給する母子世帯数は令和2年度と比較し、73世帯減少している。 ・家庭が抱える悩みごとや課題に対するケースワーカーの意識を高め、他部局や関係機関と一層の連携を図り、適切な支援に繋がられるようにしていく必要がある。 ・貧困の状態にある子どもたちへの支援としては、大学等高等教育への進学支援を強化し、様々な知識や資格を得て就職の幅を広げることにより、貧困の連鎖を引き継ぐことのないようにしていくことが今後の課題である。</p>	継続	生活福祉課 各福祉事務所
生活困窮者自立支援制度	<p>生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置しています。生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建をすすめていくものです。個別の事情に対し、他機関と連携する場合があります。</p>	<p>自立相談支援、住居確保給付金、就労支援、学習支援などの事業を一体的に行うことで、生活困窮者の自立を支援した。 令和5年度相談件数 1,170件</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更となったこともあり、相談件数は前年に比べ落ち着いたが、内容が複雑化している。各関係機関との連携強化を図り、相談業務として着実に実施できた。今後、関係機関とのさらなる連携強化や、支援が必要な方への本制度の周知及び利用勧奨が課題である。</p>	継続	生活支援課
地域子育て支援拠点事業	<p>【地域子育て支援センター事業】 地域全体で子育てを支援する基盤づくりのため、子育て支援センターを中心に子育て相談、子育てサークルの育成支援等地域の子育て家庭への支援を行っています。 【つどいの広場事業】 主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流し、育児相談等ができる場を提供しています。</p>	<p>【子育て支援センター】 子ども49784人 保護者43506人 【つどいの広場】 子ども34110人 保護者29769人</p>	<p>人数制限、1部2部制が無くなり、利用者数が増加した。 今後は、従来のいつでも自由に利用できる親子で集う場にしていく。</p>	拡充	施設給付課 保育課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
病児・病後児保育事業の充実	子育てと就労支援の一環として、幼稚園や保育所(園)、認定こども園等に通所している児童もしくは、小学校1年生から3年生までの児童が、病気等の「回復期」もしくは、「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童を預かり保育や看護を行います。	年間利用状況 ウルル:606件 ごひつじ:788件 もりっこ:820件	病児保育事業の性質上、時期に応じて利用希望者が増減することは想定される事業であるが、病気の際に気軽に利用できる仕組みづくりや、周知活動の継続が必要。病後児保育については、今後の事業の在り方について検討する。	拡充	施設給付課 保育課
育児支援すくすく事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所(園)を開放し、保育所(園)児との交流を通じて、保護者に対して育児の仕方等について相談助言等を行っています。	通年通して、自園での実施が可能となり、地域の子どもが地域の施設に通うことができるようになった。	子どもたちの成長のきっかけ作りとなり、保護者も子育ての悩みの共有の場となった。園庭開放、子育て支援センター、つどいの広場など、外の世界に行く機会につなげることができた。	拡充	施設給付課 保育課
保育所地域活動事業	保育所(園)において、園庭開放(赤ちゃん教室、土曜自由来所も含む)等で親子で遊ぶ場を設定したり、育児不安を持つ保護者等に対し情報の提供や育児相談等を行うことで子育て支援を行っています。	予約制(人数制限)での実施。長期にわたる休止後の再開において、利用者への周知が一番の課題となった。公園等、親子の集まる場所へのお出かけを強化し、周知をしていった。1年をかけ、徐々に回復しつつある。	地域の子育て支援は今後の大きな課題であり、利用増加に向けた工夫をしなければならない。 長期にわたり休止していたため、事業の再開後も利用者への周知に苦労があった。徐々に利用者数も回復しつつある。	継続	施設給付課 保育課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
一時預かり事業	<p>不定期の就労や子育てのリフレッシュや通院など一時的に預けたい場合に保育所等の施設で預かりを行う事業です。一時預かり事業には「就労型」と「リフレッシュ型」があります。</p>	<p>【保育課】 【公立保育施設】 (就労型) 実施箇所数 9施設 利用児童数 4,098人 (リフレッシュ型) 実施箇所数 9施設 利用児童数 2,523人</p> <p>【学校教育推進室】 (就労型) 【公立幼稚園】 実施箇所数 1園 延べ利用人数 341人 【幼稚園型認定こども園】 実施箇所数 2園 延べ利用人数 752人 (リフレッシュ型) 実施箇所数 1園 延べ利用人数 129人 【幼稚園型認定こども園】 実施箇所数 2園 延べ利用人数 266人</p> <p>【民間保育施設】 実施箇所数 37か所 利用延べ人数 就労型 10,741人 リフレッシュ型 3,271人</p>	<p>【保育課】 令和5年度より認定こども園(4園)が事業を再開し、旭町・楠根子育て支援センターにおいても新たに事業を開始した。今後もニーズに沿った事業を継続して行っていく。</p> <p>【学校教育推進室】 安心して利用してもらえる取組内容に努めている。今後も利用者のニーズに対応した事業の継続を行っていく。</p> <p>【民間保育施設】 職員体制が確保できず事業継続が困難な施設もある。今後、現状の受入れ体制の維持や実施園を増加できるよう検討していく。</p>	拡充	施設給付課 保育課 学校教育推進室
子育てサークルへの支援	<p>子育てに不安を持つ保護者に対し、子育てのアドバイスや相談に応じるとともに、個々の親子をつなげ、子育てサークルとしての活動へ導くため、子育てのつどいを開催しています。また既に活動しているサークルに対して、保育士、保健師の派遣、遊具や活動する部屋の貸出等を行い、運営のアドバイスをしています。</p>	<p>子育て支援センターや保育所・こども園を活動拠点とする子育てサークルに場所・備品の提供やスタッフの派遣をいっている。 年度始めサークル登録時に、記念品を配布。サークル活動に活用できるものを配布することで子育て中の保護者の支援をする。 登録数18件</p>	<p>子育てサークルの活動の場として、保育所・こども園・子育て支援センターの提供を再開し、少しずつ登録数が増えている。 登録者への記念品の配布も継続してできた。 登録数の増加のため、支援センター等の遊び場を通して周知していきたい。</p>	拡充	施設給付課 保育課 母子保健課 保健センター

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり、相互の扶助活動を支援します。	援助活動数:2,069件 依頼会員数:291件 援助会員数:112件 両方会員数:9件	援助活動数は回復し、必要な世帯への供給はできている。会員数は減少傾向にあるため、制度の周知を務める。	拡充	施設給付課
子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	【ショートステイ】 保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害等の理由により一時的に家庭において養育できない場合に、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行っています。 【トワイライトステイ】 保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、子どもを預かり養育を行っています。	実施施設 児童養護施設5施設、乳児院1施設 利用実績 ショートステイ 延27人、188日 トワイライトステイ 0人、0日	希望者のニーズに沿った利用が難しい状況であるため、各施設と情報共有等の連携を深めてく必要がある。また、支援を必要とする家庭の把握を行うとともに、希望者のニーズに合った利用ができる方を検討する。	継続	子ども相談課 地域支援課
留守家庭児童育成事業	留守家庭児童育成事業は、小学生(1～6年生)を対象とし、労働等により昼間家庭にいない保護者を持つ児童に対し、小学校の余裕教室等を活用して児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図るための事業です。本市では、平成30年度から公募により選定された事業者が運営主体となり、市の委託を受けて学校敷地内で運営しています。現在、本市では50クラブを開設しており、内39クラブは株式会社、8クラブはNPO法人、3クラブは一般社団法人が運営しています。	入会児童数4,271人(令和5年5月1日現在)	労働等により、放課後に保護者が家庭にいない留守家庭児童を預かることによって、子育て支援に一定の成果をあげている。平成27年度以降、高学年児童の受入れ、多子世帯減免の創設、開所時間の延長、職員総合研修の実施など事業の質の向上と、待機児童対策のための定員の拡充など、質・量の両面でサービス向上に努めてきた。平成27年度から29年度は補助金事業として実施してきたが、平成30年度より市の事業と位置づけて委託事業に切り替えた。29年度にプロポーザル方式により運営事業者の選定を行い、30年4月から選定された事業者のもと委託事業として運営を行っているところである。令和5年度に3回目の事業者選定を行い、令和6年度から8年度まで3年間の運営事業者として10事業者を選定した。今後も待機児童対策としての施設整備やクラブ運営に関する適切な調査確認等を継続して実施する必要がある。	拡充	青少年教育課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
母子生活支援施設への入所	配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた母子について、様々な事情で、子どもの養育が十分にできない場合に、本人の希望により母子生活支援施設へ入所させ、自立に向けた支援を行います。	母子生活支援施設措置状況 世帯数 12世帯(延べ数)	福祉事務所における施設入所に関する相談を通じて、入所が必要な家庭を把握し、支援を行っている。今後も入所があれば入所施設と連携し、自立に向けた支援を行っていく。	継続	子ども家庭課 福祉事務所
②子どもの生活支援					
食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業	地域の子どもたちが、食を通じた団らんの中で子ども同士や地域の大人と関わることで、安心感や連帯感が得られ、社会性・自主性などを身につけることができるような子どもの居場所が広がるように、食の提供を伴う子どもの居場所(子ども食堂)を運営する団体等に対し、安心・安全に資する費用等、事業に要する費用の一部を補助することにより、子ども食堂の新規開設や活動促進を図ります。	市内で子ども食堂を実施・運営する団体に対して、子ども食堂の運営に要する経費の一部を補助金として交付。補助金の交付にあたっては、検便代や行事保険等の安全・安心のための経費を優先的な使途とし、残余はその他経費に充当可能なもの。補助額は、調理を伴う場合は1開催当たり7,000円を、調理を伴わない場合は3,000円を補助。令和5年度は、26団体に補助を行った。	令和5年度については、10団体が新規開設となった。今後も引き続き補助団体と協議を行うとともに、東大阪市内の子どもの居場所づくりについての取り組みの輪を広げるために広報活動に取組み、引き続き本補助金交付を希望する団体を募集していく。	拡充	子ども家庭課
学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業	小学生を対象に、学習習慣を身につけること及び放課後に気軽に集える居場所を提供することにより、子どもの健全な育成を助長し、子どもの貧困の予防や貧困の連鎖の解消を目的としています。市内の社会福祉法人等が有する施設などにおいて実施しています。	地域の社会福祉施設に協力をいただき、施設内において小学生を対象とした、子どもたちの学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指した居場所づくりを平成30年10月より実施し、令和5年度は6カ所での実施となった。	関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行い、事業への利用登録者は、令和6年3月末時点で91名と前年度より増加してきている。引き続き実施団体と協議を行うとともに、関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行い利用登録者の増加を図っていく。 ※予算を見込みすぎかもしれないため見直す可能性あり。	継続	子ども家庭課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
③関係機関が連携した包括的な支援体制の整備					
地域子育て応援団事業	事業者等に協力会員になっていただき、「地域子育て応援団」として子育てサポーターへつなぐなど、地域全体でサポートする仕組みづくりを行ってきました。一方で、子育て情報をウェブサイトやアプリ等によって提供・発信し、地域の子育てを支援しています。また、出産記念品を配布する事業にも取り組んでいます。	【子育て支援センター】 子ども49784人 保護者43506人 【つどいの広場】 子ども34110人 保護者29769人	人数制限、1部2部制が無くなり、利用者数が増加した。 今後は、従来のいつでも自由に利用できる親子で集う場にしていく。	拡充	施設給付課
児童虐待防止事業(東大阪市要保護児童対策地域協議会)	要保護児童対策地域協議会の運営や、啓発活動として子育て講演会、研修会等に取り組む一方、3地域(東・中・西)会議において、定期的な情報交換や、事例検討に取り組んでいます。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施しています。	代表者会議 1回 調整会議 年4回 地区会議 各地区 各年3回 実務者会議 各地区 各月1~2回(年45回) 事例検討会 年2回 個別ケース検討会議 延289回 延503人 11月子ども虐待防止月間キャンペーン	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワーク構築に向けて会議や研修等を行っており、ケース会議や協働支援により、各機関との連携や役割分担を明確にすることで、継続的支援(切れ目のない支援)の意識が強化されてきている。 11月の子ども虐待防止月間には本庁舎での催しや子育てイベント等で多くの市民への周知・啓発を実施した。令和6年度においても引き続き市民への周知・啓発活動を行っていく。	拡充	子ども相談課 地域支援課
子ども見守り相談センター(子ども家庭総合支援拠点)	0歳~18歳の子どもとその家庭および妊産婦などを対象として社会福祉士や保健師など多様な専門職による相談支援体制を構築し、地域の関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。また、子どもの成長や発達、しつけなど子育てに関する悩みの相談や子どもの虐待の相談・通告窓口の役割も担います。	相談件数 4,574件 うち虐待相談1,454件が最も多く、次いで言語発達障害等相談が313件	子ども見守り相談センターが子どもに関する相談窓口として認知されてきたことにより、子育てに関する相談件数は年々増加しており、市の相談窓口としての対応力が求められている。相談を丁寧に聴き、適切な支援や関係機関等サービスにつなぐことで虐待を未然に予防する効果がある。子どもに関する様々な相談に応じるため、相談員のスキルアップを図る必要がある。	拡充	子ども相談課 地域支援課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
養育支援訪問事業	特に養育支援が必要と思われるが、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、子育て支援員や助産師が家庭訪問し、保護者の養育能力を向上させるための支援(相談支援や育児・家事援助等)を行っています。	支援家庭 10世帯 延訪問回数 46回	家庭訪問をして支援を行うことにより、実際の生活状況に応じた支援が出来ている。家庭の状況に合わせ柔軟な対応が出来るように関係機関での連携を深め、必要な支援に繋げるように努める。	継続	子ども相談課 地域支援課 母子保健課 保健センター
ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーに早期に気づき、把握する、またヤングケアラーに関する相談体制づくり等ヤングケアラーに必要な支援体制を整えます。関係機関・団体や地域住民等へのヤングケアラーに関する意識の向上を図るための広報啓発活動を行います。	地域研究助成金事業を活用し、ヤングケアラーの実態の把握と、子どもの声を拾い上げることを目的とした実態調査を実施。また、精神科医療機関を受診している保護者の家庭におけるヤングケアラーの子どもがいた場合の特殊性を調査する目的でアンケートを実施し、知見者からの考察を得た。支援が必要なヤングケアラーに早期に気づき、把握する支援体制の強化を図るため、ヤングケアラー、その家族、ケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉、教育等の関係機関や専門職員等を対象とした研修と、市民を対象とした市民講座を共同開催した。また、他部署や関係機関での会議で、ヤングケアラーについての研修を実施した。 市政だよりでの特集号や連載コラムの掲載、ヤングケアラーや相談窓口についてSNSを利用し周知啓発に努めた。	地域研究助成金事業を活用した実態調査では、ケアの対象者が高齢者であるという特徴が判明し、その視点での支援策の検討を進めると同時に調査結果の更なる分析を行う。精神科医療機関を受診している家族のケアをする子どもについては、その特有的ケアである心理的ケアやサポートが過度であることが判明したため、精神疾患や精神障害を有する家族がいるヤングケアラーに特化した支援策を検討し取り組んでいく必要がある。 地域での関係機関の連携を強化するための関係機関職員研修は、更に効果的な実施とするため、研修内容を再検討し実施する。また、地域や関係機関で開催される様々な会議でも、ヤングケアラーの研修を実施できるよう関係部署や関係機関に協力を依頼していく。	拡充	子ども相談課 地域支援課 その他関係各課
小地域ネットワーク事業	地域の高齢者、障害者(児)、及び子育て家庭等支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。	子育て中の親に対する個別援助活動 延5,396回 グループ援助活動(子育てサロン)の参加者 延1,944人	地域の支援者が協働して見守り・援助活動を行う仕組みが出来つつある。子育て支援活動もより充実していくよう働きかける必要がある。	拡充	地域福祉課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカーが、ひとり親家庭の抱えている悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等関係機関と連携して見守っています。	<p>【コミュニティソーシャルワーカー】 高齢者や障害者、子育て中の方等の暮らしの中の困りごとや悩みごとに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、課題を解決するための支援を行っています。</p> <p>相談延人数(子育て中の親) 155人</p> <p>民生委員・児童委員による相談支援件数(令和5年度) 17,482件 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関すること 10,981件 ・障害者に関すること 350件 ・こどもに関すること 3,218件 ・その他 2,933件 	<p>(地域福祉課) 子育て中の親が相談したいというニーズは昨年度より増加している。関係機関と連携し、地域におけるニーズをキャッチし、必要な支援機関へつなぐネットワーク作りに努めていく。</p> <p>多様化する地域課題に対応・支援するための研修を実施し、民生委員・児童委員の相談支援における対応力の強化を図った。 また、市政だよりやケーブルテレビにより民生委員の活動周知のための広報を強化した。民生委員の担い手確保のため、民生委員・児童委員制度についての周知や活動しやすい環境整備が課題である。</p>	拡充	地域福祉課 生活支援課 子ども家庭課
コミュニティソーシャルワーカーの配置	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、要援護者の課題を解決するための援助を行っています。	<p>高齢者や障害者、子育て中の方等の暮らしの中の困りごとや悩みごとに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、課題を解決するための支援を行っています。</p> <p>CSW相談件数 令和5年度相談延件数58,907件 相談延人数1,181人 CSW13名(おおむね2中学校区に1名配置)</p>	CSWへの相談件数が増加している。また、相談内容は、複雑化・複合化しており、関係機関との連携が必要となっている。他職種との交流会の開催などを通じて、連携強化を図り、課題解決のための援助を行っている。	拡充	地域福祉課
重層的支援体制整備事業	高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築しています。	令和4年度より重層的支援体制整備事業を開始。地域住民が抱える複雑化・複合化している課題解決のために、社会福祉法に規定されている重層的支援会議及び支援会議を開催し、関係機関との情報共有及び役割分担の明確化を行ってきた。 令和5年度重層的支援会議開催件数 2件 令和5年度支援会議開催件数 46件	令和4年度より事業を開始し、関係機関等への事業の周知をはじめ、相談の受付・支援会議の開催による関係機関での役割分担等で一定数、事業の周知や認識が広がっていると考えている。ただし、実際取り組む中では、支援後の地域とのつながりづくりに課題があると感じており、今後取り組むべき課題であると感じている。	拡充	地域福祉課 その他関係各課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
地域や関係機関、団体との連携した取組の推進(愛ガード運動推進事業等)	子どもを見守る活動と防犯教室をすすめています。また、学校園、少年サポートセンター、子ども家庭センター、警察が情報交換と連携を図っています。	・地域・家庭・学校が協力して子どもたちの登下校時の見守りや見回り活動、交通安全等の活動を実施。 ・令和5年度愛ガード運動協力員登録者数11272名(R5年3月末現在)。	愛ガード運動協力員による見守り、見回り、交通安全活動により、地域の子もたちが安全安心に登下校できている。 愛ガード運動協力員の高齢化と新規協力員の確保が課題であり、市政だよりや学校だより、東大阪市ホームページでの広報を通じて愛ガード運動への協力を求め、事業の継続・推進を図る。	継続	学校教育推進室
母子・父子自立支援員による相談活動	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたっています。	相談件数 808件	離婚前の相談からひとり親家庭になってからの相談まで、継続した支援・情報提供を行っている。父子家庭の父からの相談も少しずつ増加している。相談内容が多様化しているため、今後もひとり親家庭に対する相談窓口として関係機関との連携を図る必要があり、アウトリーチの必要性についても検討中である。	継続	子ども家庭課福祉事務所
④妊娠期から切れ目のない支援					
保健師家庭訪問事業	主に妊娠時、新生児、乳幼児期に住所地を担当する保健師が家庭に訪問して、心身の状況、育児等について相談に応じ、情報提供や支援を行うとともに必要な機関へのつなぎを行っています。	妊産婦 実1,348人 延1,836人 新生児 実415人 延475人 未熟児 実201人 延249人 乳児 実64人 延1,238人 幼児 実637人 延1,053人	家庭訪問により、様々な相談に応じ、必要時、他機関と協力しえ支援を実施。訪問数の増加を目指す。	拡充	母子保健課保健センター
妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産婦健診	妊娠期には、健康で安全な出産を迎えるための母体管理をするために産科医療機関での定期的な受診が必要です。また、産後は心身ともに健康に育児を行うためにも産後健診を全産婦に受けていただくことが重要であり、経済的な負担を軽減するために補助を行っています。	妊婦前期券 2,976件 妊婦中期券 2,878件 妊婦後期券 2,535件 妊婦基本券 延 26,746件 妊婦補助券 26,446件 多胎券 120件 産婦①2,371件 ②2,171件 妊婦歯科 1,048件	令和3年4月から妊婦健康診査費用助成の拡充により、助成回数が17回になった。多胎妊娠の方については、基本券が3枚追加交付され、合計5回となった。産後うつ予防にも力を入れ、産婦健康診査の結果を保健師や助産師が確認し、必要な支援につなげている。	拡充	母子保健課保健センター

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
乳児一般・後期健康診査	生後1か月頃と生後10か月頃の成長や発達が著しい時期に、それらや育児の状況を確認するため、乳児一般・後期健康診査を委託医療機関で無料で実施します。継続的に発達・発育・育児の様子観察が必要な家庭については、委託医療機関からの連絡を受け、保健センターでの支援を行っています。	乳児一般 2,602件 乳児後期 2,692件 新生児聴覚検査 2,510件	今後も継続して事業を実施し、乳児のいる家庭の経済的負担を軽減する。	拡充	母子保健課 保健センター
乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や助言を行うとともに、養育困難な家庭に対しては、早期に適切なサービスに結びつけるように支援しています。	訪問数 2,988件	家庭訪問で保護者等の話を聞き、必要な支援を提供し、不安や悩みの解消につながっている。訪問率の向上を目指す。	継続	母子保健課 保健センター
乳幼児(4か月・1歳半・3歳半)健康診査	乳幼児の月齢に応じた発育・発達状況について、体重・身長計測、医師・歯科医師の診察、保健師、栄養士、心理職等の専門家による育児相談を行っています。特に母子を取り巻く育児環境は社会情勢に影響を受けるため、必要に応じて個別支援を健診後も継続して丁寧に対応しています。	4か月児健診 84回 受診児数 2,894件 1歳6か月児健診 72回 受診児数 2,920件 3歳6か月児健診 72回 受診児数 2,927件	問診票の改訂により、子どもの発達と関連する保護者の子育てで困難感を早期に把握することができるようになり、発達支援のための教室に繋がりがやすくなった。令和4年度から新療育システムを構築し、早期に適切な時期に適切な療育に繋がった。必要な児がタイムリーに適切な療育に繋がることができているか、受け皿に問題ないか状況を確認し、必要時検討とする。	拡充	母子保健課 保健センター
児童虐待発生予防システム構築事業	1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診の未受診家庭を民生委員・児童委員が家庭訪問して、健診の受診をすすめ、必要な養育支援につなげています。	健診未受診家庭へ勧奨し、保健・子育て支援・福祉サービス等に関する情報を提供できた。 訪問依頼件数 1歳6か月健診未受診 22件 3歳6か月健診未受診 20件	引き続き、民生委員・児童委員、保健センター等と連携し健診の受診を勧奨、必要な養育支援につなげていく。	継続	地域支援課 母子保健課 保健センター

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
ティーンズママの会	10代で妊娠・出産した母親を対象にして、親子が集う会を設けています。仲間と一緒に季節ごとのイベントを行ったり、調理実習等を通して食生活を見直す機会や、子どもへの手作りのおもちゃを作ったりしています。母親にとって、会が居心地のよい場となり、子育てに関する知識や方法を身につけることができるように、保健師や助産師、保育士がさまざまな相談やアドバイスをしています。	2ヶ所 24回 実28組 延82組	継続して参加することで、子育てに関する知識や方法を知る機会となっている。SNSを活用し、情報発信を行っている。今後は、教室の内容を検討し、より参加しやすい教室になるよう工夫していく。	拡充	母子保健課 保健センター
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業	<p>【伴走型相談支援】 全ての妊婦や0歳から2歳の乳幼児のいる家庭に寄り添い、面談を通して妊娠・出産・子育ての相談にのり、必要な支援につなげる伴走型相談支援の充実を図ります。</p> <p>【出産・子育て応援ギフト】 妊娠届出時および出生届出後に実施される面談終了後に、出産・子育て応援ギフトを支給します。</p>	<p>【伴走型相談支援】 妊娠届出面接数 3,128件 もうすぐママアンケート送付数 3,281件 こんにちは赤ちゃん訪問数 2,988件</p> <p>【施設給付課】 妊娠届出面接数 抽出中 もうすぐママアンケート送付数 3,281件 こんにちは赤ちゃん訪問数 抽出中</p> <p>出産応援ギフト 2,929件 子育て応援ギフト 2,501件</p>	妊娠届出時の面接から切れ目なく、支援を行い、妊娠・出産・子育てをするなかで、不安なこと心配ごとに対し、て相談に応じたり、必要な支援につなげている。また、必要に応じて、関係機関と連携し、サポートしている。	拡充	母子保健課 保健センター 施設給付課
⑤住宅の支援					
市営住宅整備事業	東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽市営住宅の建替えを行い、若年者世帯を含む住宅に困窮している低額所得世帯への良質な住宅を供給しています。また、若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに35歳以下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から10年間の期限付き入居を募集しています。	若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに35歳以下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から10年間の期限付き入居を募集した。 令和5年度 9戸募集	建て替え済団地(2DK以上)の空き家募集時に、期限付き入居枠を30%以上確保できた。	継続	総務管理課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
住宅確保給付金制度 (生活困窮者自立支援制度)	就労意欲のある方で2年以内に離職、廃業または休業等により収入が減少したことにより家賃の支払いに困り、住居を失った方、または失う恐れのある方を対象に、一定期間、住居確保給付金を支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就職に向けた支援を行う。	給付実績: 145件 (※新規、延長、再延長、再支給合計)	国が定めた新型コロナウイルス対策のための求職活動要件の緩和措置や特例再支給制度が令和5年3月31日をもって終了したこと、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更となったこともあり、利用者が減少してはいるが、適切な対応を行い、就労支援及び給付を行った。今後、複雑なケースに対しての就労支援強化や家計改善、弁護士相談など支援をより繋げていくことが課題である。	継続	生活支援課
⑥相談機能の充実					
子育て世代包括支援センター「はぐくむ」	妊娠期から子育て期にわたり切れ目ないサポートを行います。妊娠・出産・子育てをするなかでわからないこと・不安なことや、保育所や遊び場についての相談など、お悩みがあれば気軽に相談でき、必要に応じて関係機関と連携を図りながらサポートを行います。	はぐくむ会議を3ヶ所で4回/年(合計12回)実施	妊娠届出時の面接から切れ目なく、支援を行い、妊娠・出産・子育てをするなかで、不安なこと心配ごとに対し、て相談に応じたり、必要な支援につなげている。年12回のはぐくむ会議を開催し、関係機関と連携を図りながらサポートを行っている。	拡充	母子保健課 保健センター 施設給付課
子育て支援電話相談事業	子育ての悩み・18歳未満の子どもに関する相談、子どもからの相談に、休日・夜間を問わず24時間・365日いつでも相談員が電話で応じています。必要に応じ東大阪市内の関係機関をご案内します。	委託事業 年間相談件数 326件	昨年度と比較すると相談件数は減少しているが子育ての不安や悩みに時間を問わず対応できるため、保護者の抛りどころとなり、児童虐待の未然予防につながっているため、令和6年度も委託実施をし、更なる市民への周知を行う。	拡充	子ども相談課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
すこやかテレホン事業	東大阪市青少年補導センター内にて、すこやかテレホン相談員(市少年補導員)が交代で子どもたちの悩み相談に電話対応しています。来所相談や、メールでの相談も受け付けています。(東大阪少年補導協会に委託)	相談件数 31件 実相談人数 29人	平成30年度にすこやかテレホンの啓発カードを市立小中高校の全児童・生徒に配布し、以降毎年度、市立小学校と市立高校の新1年生にカードを配布して、事業の周知を図っている。今後も青少年の健全育成を図る上で、直接市民から聞く相談活動は、緊急性や継続性という観点からますます重要性を増している事業であり、相談内容が多岐にわたり、専門性の高い内容もあるため、他の相談機関との連携をさらに進めていく。	拡充	青少年教育課
教育・発達相談事業「来所相談」	3歳半から概ね18歳までの子どもの養育や教育、発達に関する相談を行っています。	相談実施回数 4,309回	子どものセラピーや面接、保護者面接、検査および検査フィードバック等、来所者のニーズに応じた相談活動が実施できた。今後は、より多くの相談を受けられるよう相談体制の充実を図る。	継続	教育センター
教育・発達相談事業「相談員派遣事業」	教育センターの相談員を派遣し、市立幼稚園・こども園・小学校における相談機能の充実を図ります。	「派遣相談」活動回数 5,481回	教職員と連携を図り、個に応じた支援を実施することができた。今後も、相談員派遣事業担当者連絡会や相談研修を実施し、本事業の更なる充実に努めていく。	継続	教育センター
教育・発達相談事業「電話相談」	子どもや保護者・市民向けの電話相談窓口を設置し、子ども自身が抱える悩みや子どもの養育上の悩み等に関する相談を行います。	「電話相談」受付件数 147件	電話による保護者や子どもの相談を実施することができた。受付時間が平日9時～17時半の時間帯であるため、時間外は大阪府による24時間対応の「すこやか教育相談24」を音声にて案内した。	継続	教育センター

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム(相談事業)	男女共同参画社会を目指し、さまざまな悩みについて、女性のための相談(電話、面接、法律、労働、多言語)、男性のための相談(電話)を実施しています。	女性のための相談件数 2,434件 ・電話相談 1,912件(うち夜間相談 8件) ・面接相談 522件 男性のための相談(電話)件数 77件	令和3年度7月より開始している夜間相談を継続して実施した。計2,511件の相談に対応することができた。令和6年度は電話・面接・弁護士・外国語による相談を女性、男性いずれも相談できるように事業を拡充し、メール相談が新設された。、今後も相談事業のニーズを把握し、必要な方に相談をしてもらえるように、男女共同参画センター・イコーラムの相談事業をさらに周知していく必要がある。	拡充	多文化共生・男女共同参画課
DV対策事業	DVに関する専門相談を通じて、DV被害者を支援しています。また、令和5年度に配偶者暴力相談支援センターへの移行し、DV専門相談窓口で行っていた相談、相談機関の紹介や情報提供、一時保護の支援などに加え、保護命令制度の支援や配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行を行っています。	令和5年度年間延べ件数1,582件、実相談人数467人のDV等に関する相談を受け支援した。	DV相談と児童虐待の問題は深く関わり合っている。そのため 子ども部署との円滑な連携を進めてきた。	拡充	多文化共生・男女共同参画課
ひきこもり等支援事業	ひきこもり相談に対して、来所相談や電話相談を実施しています。複雑化した相談に対して幅広い支援を行うため、令和3年度より心理カウンセリング専門相談の事業委託を実施し、アウトリーチやセミナー等も行っています。	ひきこもり支援事業において、専門的な支援として、電話相談や来所相談、訪問や同行支援・セミナーなどを実施し、複合的な課題を抱える相談に対しては各関係機関との連携に努めた。専門相談「くすみ東大阪」の総支援件数(のべ)・2,423件	相談業務にとどまらず、ひきこもりに関する居場所づくりやひきこもり支援セミナー、女子会等を開催し、事業の周知を行った。支援が必要な人に早期に支援の手が届くよう、周知や啓発に努めていく。また様々なツールを活用した支援の取組みが課題である。	継続	生活支援課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
(3)保護者に対する就労の支援 ～家族を応援～					
①保護者に対する就労の支援					
地域就労支援事業	障害者、母子家庭の母、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行っています。	新規相談者数 38名 相談件数 229件 就職者数 14名	相談件数、就職者数が昨年度より増加した。今後もきめ細かな支援を長期的に行っていく。	拡充	労働雇用政策室
就活ファクトリー東大阪の設置	就職に関する相談やキャリアカウンセリング業務、各種セミナー及び企業交流会等を実施しています。	新規登録者数 1261名 相談件数 1925件 就職者数 516名 セミナー回数 175回 セミナー参加者数 1858名	令和5年7月より年齢制限を撤廃し、全ての求職者が利用できるようになった。新規登録者数、相談件数、セミナー参加者数、就職者数はいずれも昨年度より増加した。今後も、ハローワークや子育て支援センター等の関係機関と連携しながら求職者の就労支援に取り組んでいく。	拡充	労働雇用政策室
トライアル雇用支援金の活用促進	国(ハローワーク)のトライアル雇用助成金の支給を受けており、市内在住の求職者を市内事業所で雇用する事業主に対し、トライアル雇用支援金を支給することで、母子家庭の母、父子家庭の父等の雇入れを促進するよう働きかけます。	対象事業社数 1件	今後も、母子家庭の母、父子家庭の父の雇入れ促進に寄与するために、制度の周知に努める。	継続	労働雇用政策室

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
②ひとり親家庭等に対する就労の支援					
保育所(園)や認定こども園等への優先入所	未就学児のいるひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動を行えるよう、保育所(園)や認定こども園等への入所の優先度を高めます。	令和6年4月1日 新規入所1819人中ひとり親家庭150人	就労・就労確定世帯には特に優先度を高く設定しており、一定の成果を挙げている。今後も継続して事業を行っていく。	継続	施設利用相談課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談、法律相談等を実施しています。	就業相談 65人 就業支援講習会 パソコン初級(ワード・エクセル試験対策)講座、 介護職員初任者研修、実務者研修、登録販売者試験対策講座など12講座 32人受講	母子家庭の母等の経済的自立のため、委託先である母子福祉団体と連携をとりながら引き続き就労支援に努める。近年、就業支援講習会を現在就いている職業のスキルアップのために受講する方も増えており、講習会の受講が直接就職や転職に結びついていない状況もある。引き続き、介護福祉士試験対策講座や介護福祉士実務者研修、登録販売者試験対策講座を実施し、より就職や転職に結びつくよう支援を行っていく。 また、無料法律相談については、月に1度実施するとともに、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて相談窓口を開設し、相談支援の充実と養育費の確保等に努めた。引き続き、市政だよりやウェブサイトを通じて事業の周知を行っていく。	継続	子ども家庭課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
母子・父子家庭自立支援給付金事業	<p>【自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給しています。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格の取得を目指すために養成機関で修業する場合に、一定期間高等職業訓練促進給付金を支給しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 8件 2,060,886円 ・高等職業訓練促進給付金 27件 31,932,000円 ・高等職業訓練修了支援給付金 12件 550,000円 	<p>【自立支援教育訓練給付金】 令和元年度より雇用保険法に規定する教育訓練であって、職業に必要な実践的かつ専門的なものとして、都道府県知事等が指定する講座(専門実践教育訓練講座)等が新たに対象となったことにより、今後も申請者数の増加が見込まれる。引き続き、市政だよりやウェブサイトを通じて事業の周知を行っていく。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金等】 技能習得期間中の生活費を補助することで、生活費の心配をすることなく安心して養成機関に通うことができ、受給された方のほとんどが就業に結びついていることから、母子家庭の母等の自立に寄与している。</p> <p>令和元年度より、支給期間の上限が3年から4年に延長され、養成機関における修学期間の最後の12ヶ月の支給月額について、4万円増額支給されることとなったため、生活費の心配が軽減され、より安心して修学することが可能となった。また、令和3年度より、訓練促進給付金の支給を受けて准看護師養成機関を修了した方が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修学している場合、支給期間が通算4年に拡充されたため、正看護師の資格取得を選択しやすくなった。</p>	継続	子ども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	<p>児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細かく継続的な自立・就労支援を実施しています。</p>	<p>プログラム策定件数 12件</p>	<p>児童扶養手当を受給されている母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、自立に向けてのサポートを行う事業だが、策定件数が減少しており、事業の周知とともに、児童扶養手当担当課との連携も検討していく必要がある。</p> <p>また、ハローワーク等の関係機関に連携した場合だけでなく、支援員の相談を通じ無職の母子家庭の母等が資格を取るために、自立支援給付金制度を利用した時などのケースも、プログラム策定につなげていくようにしていく。</p>	継続	子ども家庭課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、より良い条件での就職や転職のため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し試験合格のための対策講座等を受講した場合に、受講費用の軽減を図り、ひとり親家庭の学びなおしを支援するための給付金を支給します。	高卒認定件数 1件	高校卒業資格の取得希望者は少ないが、制度の周知に努めていく。	継続	子ども家庭課
(4)経済的支援					
①子育て世帯への経済的支援					
子ども医療費助成事業	18歳到達後の最初の年度末までの子どもが医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担額の一部と入院時の食事代の自己負担額を助成しています。	医療費:880,811件 食事代:4,599件	医療費の自己負担額の一部を助成することにより、子どもを抱える家庭の精神的、経済的負担の軽減が図られ、児童福祉の向上、健全な育成に寄与している。	継続	医療助成課
児童手当事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的とし、児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。支給期間は児童が中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)までです。 ※所得制限あり。 ※令和6年度に児童手当制度改正見込み。	年度末受給者数 30,040人	家庭生活の安定と児童の健やかな成長に寄与するものとして、子どもの貧困対策についての役割を一定果たしていると考えられる。	継続	国民年金課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
②ひとり親家庭等への経済的支援					
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金・就学支度資金・技能習得資金・生活資金等を貸付する制度です。 ※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。	新規貸付 8件 継続貸付 0件	母子家庭の母、父子家庭の父の扶養する児童等の進学費用や母子家庭の母等の就労するのに必要な知識技能を習得する費用を貸付けることにより、母子家庭等の生活の安定と経済的自立の助成、その扶養する児童等の自立に寄与している。貸付件数が減少傾向にあることから、8月の児童扶養手当受給者の現況届時を利用し、福祉資金の貸付制度の情報提供を行う。	拡充	子ども家庭課 福祉事務所
ひとり親家庭医療費助成事業	児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担額の一部を助成しています。	医療費：130,319件	医療費の自己負担額の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成に寄与している。	継続	医療助成課
児童扶養手当事業	ひとり親家庭（父または母が政令で定める程度の障害の状態にある場合等も含む）の父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給する制度です。支給期間は児童が18歳に達した日以後の最初の3月末まであるいは、政令に定める程度の障害がある場合は20歳未満までです。 ※所得制限あり。	年度末受給者数 4,035人	家庭生活の安定と児童の健やかな成長に寄与するものとして、子どもの貧困対策についての役割を一定果たしていると考えられる。	継続	国民年金課

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン 進捗状況

主な施策	事業内容	令和5年度事業実績	事業の成果及び今後の課題	計画の進捗に対する自己評価	所管課
③ひとり親家庭等の養育費確保に関する取り決めの促進					
養育費・離婚前相談事業	離婚前相談から養育費、親権問題等ひとり親特有の相談に対し、弁護士による相談窓口を毎月開設するとともに、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて弁護士による法律相談窓口を開設し、養育費の確保及び相談支援の充実等を図っています。	件数 55件	離婚前相談についてもひとり親家庭としての相談対象に含めており、法律が絡んだ相談内容など、市職員では対応することができない内容について、専門の弁護士を呼ぶことで、市民にとっても安心でき、市民への貢献度は大変高い事業である。今後も大阪弁護士会と委託契約していく予定である。	継続	子ども家庭課
養育費確保支援事業	継続した養育費支払いの履行確保を図ることを目的に、ひとり親家庭を対象に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の初年度分を補助します。	支給件数 0件	民間の保険会社とひとり親家庭の市民が契約してから申請となるため、本給付金の申請へのハードルが高い。保険会社との提携等により手続きの簡素化で対象の増加が見込まれると考えられるため、今後予算化する予定で検討している。	継続	子ども家庭課
公正証書等作成支援補助金事業	養育費の対象児童を扶養しているひとり親家庭が債務名義(公正証書、調停調書等)を取得するための本人負担費用を補助します。	支給件数 21件	公正証書役場にチラシを配架したこと等により、毎年申請数は増えている。ただし、児童扶養手当の所得制限を超えていると対象外となるため、今後所得制限の撤廃を検討していく。	継続	子ども家庭課